

新田青雲中等教育学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命あるいは身体に危険を生じさせる重大な問題行動である。

学校では、「いじめは人間として絶対に許されない」との姿勢で、人権や生命の尊重が貫かれる教育活動を展開し、かけがえのない存在であり、社会の宝である生徒たちの健やかな成長を援助する。

また、いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないとの認識に立ち、万全を尽くして問題の早期解決を図る。

2 学校いじめ防止基本方針

教育活動や指導体制を整備し、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ速やかな解決を図るため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

- 落書き・物壊し
- 避ける
- 集団での無視
- 陰口
- 暴力
- ぶつかる・小突く
- 命令・脅し
- 性的辱め
- 授業中のからかい
- 使い走り
- 噂流し
- 悪口を言う・あざける
- 仲間はずれ
- 嫌がらせ
- メール等による誹謗中傷
- たかり

4 いじめ防止のための取組

(1) 日常の教育活動

いじめはどの生徒にも起りうるという認識を持ち、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を養わせることが重要であり、次の点に留意して教育活動等を展開する。

- 一人ひとりの個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。
- 特別活動、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、望ましい人間関係づくり、思いやりのある集団づくりに取り組む。
- 定期的実施している三者面談や随時行う教育相談を充実させる。
- 「人権だより」を充実させ人権意識の高揚を図る。
- 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- 保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止のための日常の指導やいじめの早期発見、緊急時の対応等の中核を担う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成

校長、教頭（委員長）、生徒指導主事、学年主任、クラス担任、スクールカウンセラー、PTA関係者とする。

② 活動内容

ア 定期開催

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会（PTA向けを含む）の企画と立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮生徒への支援方針

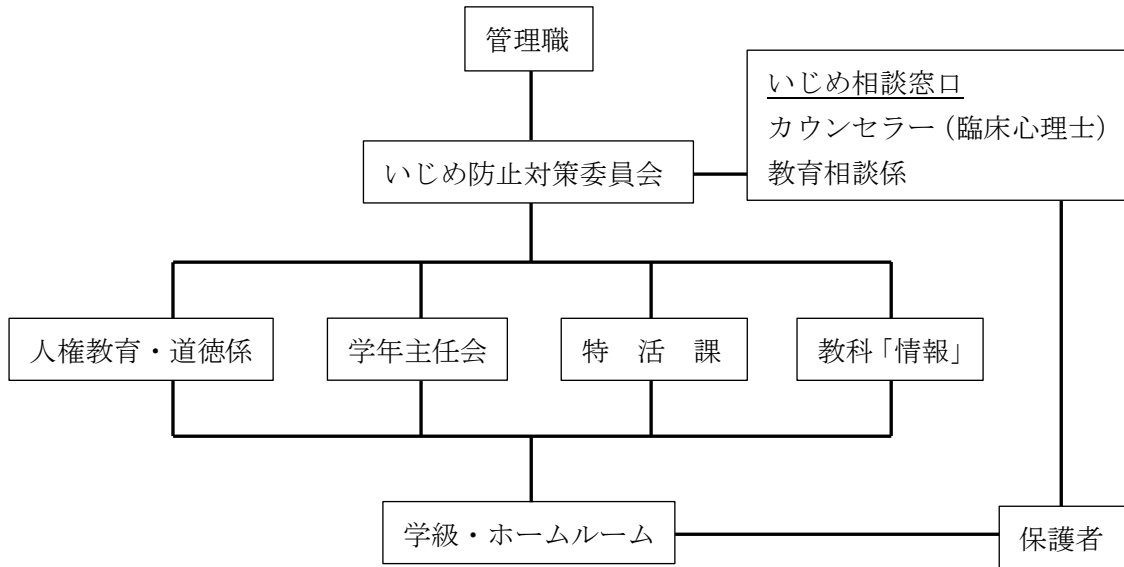
イ 緊急時開催

- 事実関係の正確な調査・把握
- 被害者・加害者および全体に対する具体的な指導方針の策定
- 保護者との面談・説明

- 関係機関への連絡・相談
- 事態収束までの継続支援・経過観察等

(3) 防止のための指導体制

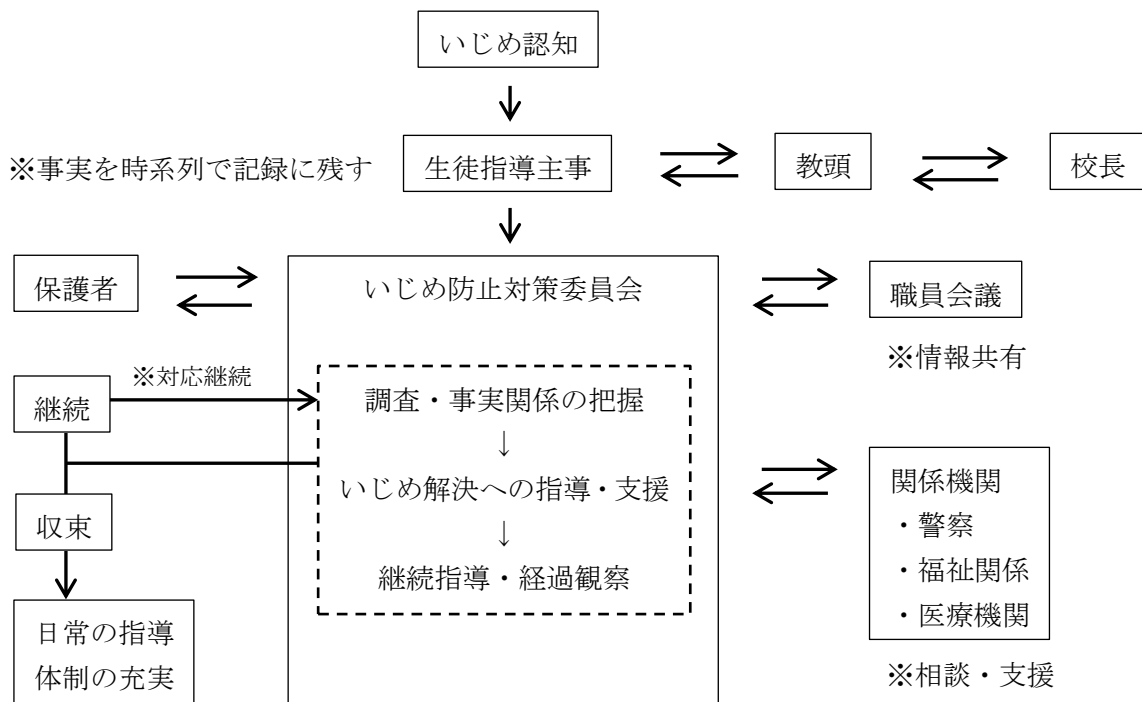
本人や保護者から相談ができやすいよう「いじめ相談窓口」を設けるとともに、【図1】の体制でいじめの未然防止・早期発見に取り組む。



【図1】 防止のための指導体制

(4) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合（重大事案を含む）のいじめの解決に向けた組織的な取り組みは【図2】のとおりとする。



【図2】 緊急時の組織的対応

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 学校でのサイン

学校がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

いじめられている生徒のサインおよびいじめている生徒のサインの具体例については別添<資料1>を参考にする。

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなる。次のようなサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがあったりする。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 大きな額の金銭を欲しがる。家庭の品物や金銭がなくなる。

(4) 相談体制の整備

- 相談窓口の設置、周知
- スクールカウンセラーによる講話
- 面接週間・呼び出し相談の実施

(5) 定期的調査の実施

- アンケート調査の実施（年2回：一・二学期末考査の最終日）

(6) 情報の共有

- 報告経路の明示、報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという意思を明確に示し、継続的に支援する。

- 安全、安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度でのぞむとともに、いじめている生徒との人間関係を深め、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導を行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の把握に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決することができる力を身につけるよう努める。

- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して誠実に精一杯理解するよう努める。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある。

- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう指導・支援していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

○双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

○管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

○必要があれば関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。関係機関との日常的な連携に努め、一体となって対応できるようにしておく。

① 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合

○犯罪等の違法行為がある場合

② 福祉関係との連携

○家庭の養育に関する指導と助言

○家庭での生徒の生活、環境の状況把握

③ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療、指導と助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

○文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。

○特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。

○掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。

いずれも犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

○フィルタリング

○保護者の見守り

② 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

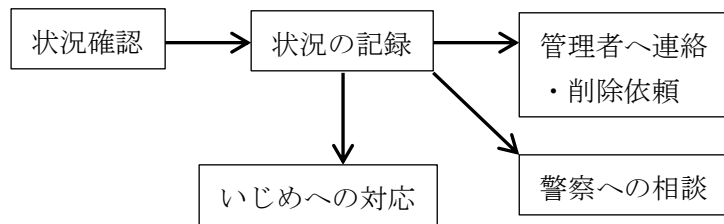
① ネットいじめの把握

○被害者からの訴え

○閲覧者からの情報

○ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が長期の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、愛媛県総務部管理局私学文書課に報告するとともに、関係機関等に協力を依頼する。

＜資料1＞ いじめのサイン

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

① 登校時、朝の SHR

- いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- 靴にいたずらされている。(悪口の手紙やゴミ、画びょう等)
- 多くの生徒が登校する時間帯を避けて登校してくる。
- 自分から挨拶しようと思わず、友達からの挨拶や声かけもない。
- 教師からの挨拶の声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- 教員と視線が合わず、うつむいている。
- 教室にいることを嫌がり、すぐに教室から離れようとする。
- はっきりした理由もなく欠席や遅刻、早退が目立つ。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
- 体調不良を訴える。
- 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。
- 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。

② 授業中

- 教室に入れず、保健室や職員室へ来て時間を過ごす。
- 心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行き、教室に入りたがらない。
- 机、椅子、教科書、ノート等に落書きされ、汚されているあるいは、隠されている。
- 机周りが散乱している。
- 周囲の生徒が机、椅子を離して座る。
- 決められた座席と異なる席に着いている。
- おどおどした表情で発言をためらったり、うつむいたりしている。
- いつも同じ生徒に対して、やじや嘲笑、罵声が起こる。(不審な目くばせ等)
- グループを作って学習するとき、いつも取り残されている。
- 学習意欲がなく、学習状況の悪化が見られ、学習成績が急激に下がっている。
- 教材等の忘れ物が目立つ。
- 突然個人名が出される。

③ 休み時間等

- 休み時間になると教室をすぐに飛び出し、一人になろうとする。
- 用のない場所にいることが多い。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室に出入りしたり、近くをうろうろしたりしている。
- 教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。
- 仲のよかったグループから外されて、一人でポツンとしている。
- 遊びの中でも表情がおどおどし、周囲に異常な気遣いをしている様子が見られる。
- 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。

- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 衣服が汚れていたり破損したりしている。

④ 昼食時間

- グループ（班）を作って食事をする時、机が周囲から離されている。
- 明らかに無視されて会話に入れていない。
- 弁当にいたずらをされる。
- 昼食を教室の自分の席で食べない。

⑤ 清掃時間

- 机、椅子の移動時に、特定の生徒の机、椅子が取り残され、誰も触ろうとしない。
- 誰もががたがたしない分担や役割をずっとさせられている。
- 清掃後、頻繁に衣服が汚れていたり、濡れていたりしている。
- 他の生徒は清掃を終わらせているのに、いつも同じ生徒が掃除や後片付けをしている。
- 一人で清掃している。

⑥ 終礼、下校時、放課後等

- 終礼に必ず遅れて教室に入る。
- 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。
- いつも慌てて、誰よりも早く教室を飛び出す。または、特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。
- いつも一人で寂しそうに下校している。
- 下校の通学路で、いつも友達の荷物等を持たされている。
- 用事がないのに教師の近くや職員室の周りをうろうろしている。
- 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- 持ち物がなくなっていたり、持ち物にいたずらされていたりする。

⑦ 部活動中

- 一人で準備や後片付けをよくさせられている。
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。
- 部活動に遅れてくることが多くなる。
- 特定の生徒の失敗を嘲笑したり、罵倒したりする。
- 練習中や休憩中、いつも一人でぼつんとしている。
- 理由がはっきりしない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我等がある。
- 部室や更衣室をいつも時間をずらして利用する。

⑧ 学校生活全般

- 不自然な言動が見られ、周囲の動向を異常に気にする。
- 普段明朗な生徒が急にふさぎこんだり、おどおどしたりしている。
- 一人で行動したり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けたりしている。
- 連絡帳や生活ノート等に不安や悩みのかげりを感じる表情が見受けられる。
- いつも使い走り等をさせられるなど、他人の言いなりになっている。
- いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ、ウザイ」等と非難されている。
- 特定の生徒の机や椅子や持ち物にさわろうとしない。

- 席替えや班決めで、特定の生徒の隣や近くの座席を嫌がる。
- 明らかにふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表などに選ばれる。
- グループ分けなどで最後まで所属が決まらない。
- 個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりする。
- 掲示作品、背面黒板、壁、柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- 昼食時に、いつも同じ生徒の悪口や失敗等が中心となった話題を面白そうに会話している。
- 真面目に清掃に取り組んでいる生徒を冷やかしたり、嘲笑したりしている。